

広島市更生訓練費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の規定により自立訓練又は就労移行支援を受けている障害者に「更生訓練費」を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 更生訓練費の支給対象者は、法第19条第1項に規定する支給決定を受けた障害者のうち法第5条第12項に規定する自立訓練又は同条第14項に規定する就労移行支援を受けている者であって、かつ、生活保護受給者又は前年の収入の額（更生訓練費相当額を必要経費として控除する前の額）から更生訓練費相当額を控除した後の額が27万円以下のものとする。

(支給額等)

第3条 更生訓練費の支給額は、別表の「訓練のための経費」に「通所のための経費」を合算した額とする。

(支給手続き)

第4条 支給対象者が、更生訓練費を受給しようとする場合は、原則としてすでに行われた前月分の訓練について、当該施設又は事業所の長の証明を付して、市長に申請するものとする。ただし、支給対象者が当該施設又は事業所の長若しくは当該施設の設置者又は事業者に更生訓練費の申請、受領及び返還を委任しているときは、当該施設又は事業所の長若しくは当該施設の設置者又は事業者が申請、受領及び返還することができる。

2 申請書を受理した市長は、申請書の内容を確認し、速やかに申請者に対する支給手続きを行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成21年9月30日までの間は、平成18年9月30日において現に更生訓練費を受給している者（国立リハビリテーションセンター利用者を含む。）であってその時点で利用している施設に引き続き入所又は通所しているものについては、第2条第1項各号のいずれにも該当しない場合であっても、更生訓練費の支給対象者とする。

- 3 前項の場合において、第3条の規定は、平成18年9月30日における当該施設の種別を旧法施設の種別とみなして準用する。
- 4 適用の日までの間における、改正前の広島市更生訓練費等支給要綱の規定による支給決定に係る行為は、改正後の広島市更生訓練費等支給要綱によるものとみなす。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の広島市更生訓練費等支給要綱第2条に規定する支給対象者で、施行日以後に第4条に規定する支給手続きをする者に係る更生訓練費及び就職支度金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正前の広島市更生訓練費等支給要綱（以下「改正前の要綱」という。）第2条第2項に規定する支給対象者のうち、平成31年3月31日までに就労移行支援又は就労継続支援を受けた者であって、平成33年3月31日までに改正前の要綱第4条第2項に規定する支給手続きを行った者に係る就職支度金の支給については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 訓練のための経費（月額）

次に掲げる障害福祉サービスの種別に応じ、右欄に掲げる額とする。

| 障害福祉サービス | 訓練に従事した日が 15日以上するとき | 訓練に従事した日が 15日未満のとき |
|---|------------------------|-----------------------|
| ア 就労移行支援 | 3,150円 | 1,600円 |
| イ 自立訓練 | 6,300円 | 3,150円 |
| ウ 上記に関わらず平成15年3月末日において 重度身体障害者更生援護施設であったもの | 2,100円 | 1,050円 |

(注) 通所者を含む。

2 通所のための経費

支給対象者の当該月の交通費（支給対象者の当該月の交通費は、支給対象者が居住地から施設まで通所するのに要する、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出した交通費の月額で、市長が認定した金額）とする。